

資料3

リニア静岡工区における環境影響評価の 静岡市の総合評価

静岡市

2026年2月27日

環境影響評価(アセスメント)における静岡市の役割

＜環境影響評価法＞ →静岡市長へは「方法書」が送付

第三条 国、地方公共団体、事業者及び国民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この法律の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

⇒静岡県内において、リニアが通るところはすべて静岡市内となっている。このため、リニア中央新幹線静岡工区の環境影響評価において、「事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長」として、静岡市長へ方法書がJR東海から送られてきている。

⇒リニアが地下を通過する南アルプスは希少性と脆弱性が高い。この場所の特性を考慮した適切な環境影響評価が行われるべき。

⇒環境影響評価が適正になされるよう、静岡市も地方公共団体の立場で努めており、具体的な提案もしながら、JR東海と対話している※。(※緑字部分は、第6回モニタリング会議後、市の関わり方をわかりやすくするために追加記述。)

＜宅地造成及び特定盛土等規制法＞ →静岡市長が許可権者

第一条 この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

第三十条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

※都道府県知事(指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長)

ツバクロ発生土置き場の盛土が環境に及ぼす影響に係る静岡市の評価(第22回協議会 2025.4.9決定)

静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会では、ツバクロ発生土置き場の盛土が環境に及ぼす影響を3つ(影響①～③)に区分し、それぞれの影響に対する環境保全措置を協議した。協議の結果、JR東海の影響評価は「全体として問題ない」と評価した。ただし、盛土自体の安定性については、実際の盛土材料で物性値等の確認を行った上で再解析することとする。

	影響の内容	JR東海による環境保全のための措置	静岡市の見解
工事中	省略	省略	—
影響①盛土の存在	1)地形改変による動植物の生息環境への影響 ・大井川源流域の典型的な植生の喪失の可能性	<ul style="list-style-type: none"> 重要種のおオイチモンジの食草である、河畔部のドロノキ群落を回避 地下水の供給を考慮した排水放流口の位置の設定 在来植物の種子から育苗した苗木による緑化計画 	全体として問題ない
	2)発生土置き場からの排水による河川の水質への影響 ・盛土から濁水等が発生し、生態系等に影響を与える可能性	<ul style="list-style-type: none"> 100年確率の降雨強度に対し、2割の排水余裕で排水設備設計 水質管理の基準を設定し、管理 排水の放流先河川における水生生物詳細調査を実施 	
影響②外力に対する盛土自体の安定性	1)降雨に対する盛土の安定性	<ul style="list-style-type: none"> 盛土内に縦排水工、地山接続排水工等を設置 盛土背後の沢状の地形等を考慮した地下排水工の設置 	全体として問題ない 【実際の盛土材料(発生土)で物性値を確認する】
	2)河川流量増大による盛土下部の洗掘の可能性 ①土石流が流下するときの盛土の安定性 ②盛土より上流部で天然ダムが独立して形成され、決壊した時の盛土の安定性	<ul style="list-style-type: none"> 100年確率河川流量における河川高水位時の流速や法面の傾斜を考慮してのり尻構造物を強化 のり尻構造物の根入れ及び盛土との一体化による強化 定期的に近傍の大井川の河床の高さを確認 盛土下部の早期補修による全体の安定性の確保 	
	3)地震力に対する盛土の安定性	<ul style="list-style-type: none"> 地質調査結果を用いたFL法による液状化の検討 円弧すべり法による安定解析及びFEM(有限要素法)を用いた動的解析による安定性の確認 	
影響③周辺状況の変化	1)周辺で大規模深層崩壊等が発生し、天然ダムが独立して形成され、決壊した場合の、盛土の存在が河川流量等へ与える影響	<ul style="list-style-type: none"> JR東海は、85万㎡のとき(影響②-2)①)の土石流出シミュレーションを実施しているが、大規模深層崩壊(1,000万㎡超)については検討していない。 	全体として問題ない
	2)崩落土石がツバクロ盛土と一体となって大きな天然ダムを形成し、決壊した場合の下流部への影響 ①千枚岳等からの崩落 ②下千枚沢からの崩落	<ul style="list-style-type: none"> 静岡市が独自に影響評価を行ったところ、盛土の存在が天然ダムの高さを高くすることに寄与したとしても、そのことが直ちに災害危険度を上げるとは言えない。 湛水が上昇する間に天然ダムの決壊を防ぐための適切な対処を国や県、市、JR東海等が協力して行うことが重要 	

【静岡市の評価】

J R東海の設計については、盛土規制法等の関連法の設計指針を踏まえた、法令上の義務の履行基準よりも厳しい条件への適合性を確認している。J R東海の設計は、以下の点において現時点では妥当であると評価する。

（構造・安定性） 排水、降雨・地震動への安定性、施工管理、維持管理
（周辺状況の変化） 深層崩壊、異常時対応

ただし、実際の発生土を盛土材料とする場合には、盛土の土質は設計で用いるものとは性状が異なる可能性が高い。このため、現時点でこれ以上の解析を行っても、仮の設計をより精緻に行っているにすぎない。よって、将来、実際に盛土する前に、実際の盛土材料の物性値等の確認を行った上で、その時点で最良と思われる動的解析の方法などで安定性の解析を行い、安定性に必要な措置（盛土高、勾配、補強方法の変更など）を検討することを求める。

【（参考）JR東海の取り組み】 ※実際に盛土を行う際には、以下のことに取り組む

- ・トンネル掘削土を複数の発生土置き場に分散して配置することで、ツバクロ発生土置き場への土砂搬入量を抑制し、盛土高さを可能な限り低減することにより、さらに安定性を高める。
- ・トンネル掘削土の物性値が確認できた時点において、安定検討及びFEM動的解析の再解析、ニューマーク法による変位量の再確認を行う。
- ・ニューマーク法だけでなく、物性に応じた最適な解析プログラム(GEOASIA等)により、解析を行い、改めて地震時の盛土の変形状況を確認する。
- ・設計の想定を超える地震が発生した場合に備え、盛土近傍に資機材の準備を行う。
- ・盛土の被災時は、準備した資機材を使用し、主体的にツバクロ発生土置き場の復旧を行う。

【静岡市の項目別評価(案)】

①問題の所在・・・要対策土の発生量の予測に不確実性がある。

- ・JR東海は、静岡県との対話の結果、「南アルプス周辺では要対策土の置き場を新たに確保することが困難であるという立地条件を踏まえ、予想以上の要対策土が発生した場合に備え、オンサイト処理により要対策土(自然由来の重金属)の無害化や減量化をする」という計画としている。
- ・JR東海は、ボーリング等の調査結果を基に、要対策土量の予測や計画内容を随時見直す。

(静岡市の評価) 要対策土量の最大量を予測した上で、予測の不確実性も踏まえた計画であると評価できる。
ただし、不確実性は残る。

②問題の所在・・・酸性土が空気や水に触れた場合、酸性水が発生し、植物や水生生物への影響がある。

- ・盛土内に要対策土(酸性土)を封じ込める工法として、国土交通省マニュアルに基づく「二重遮水シートによる封じ込め」を選択した上で、さら二重遮水シートの外側にベントナイトシートを加える計画となっている。
- ・JR東海は県盛土環境条例に基づくモニタリングや自主的な取り組みによるモニタリングを行う。

(静岡市の評価) 要対策土(酸性土)による酸性水の発生と、酸性水による植物や水生生物への影響の可能性は低いと評価できる。ただし、不確実性は残る。

【静岡市の総合評価(案)】

⇒①JR東海の要対策土処理の計画は、現時点では妥当であると評価する。

②実際に工事実施により出てくる要対策土は現時点の想定・計画と異なる可能性が高い。
実際に盛土を行う際には、静岡市は盛土規制法、土壤汚染対策法の許可権者として許可の判断を行う。

③JR東海が行うモニタリングに関して、市としても確認していく。

生物多様性に関する環境影響評価に係る静岡市の評価(案)

市協議会において、トンネル湧水の発生に伴い、地下水位の低下と表流水への影響が確実に起こることを前提に、生態系への影響について議論してきた。

JR東海は、特に影響が大きいと予測される代表的な沢で現地調査を行った。これを基に、市はJR東海と協議しつつ、調査と並行して代償措置の検討を行い、市協議会において代表的地点の具体的な代償措置を決定した。代表的地点での代償措置の正当性が確認できたら、他の沢での代償措置の検討に適用する。

【静岡市の評価（案）】

<高山植物(全体量)>

静岡市、国、県、保全団体等が行う防鹿柵の設置拡大やニホンジカの捕獲等の取組にJR東海が協働することで、高山植物の総量として、リニア工事による減少分を上回る量の高山植物の保全措置の実施が推進されるため、代償措置として機能すると判断する。

<沢の上流域における希少植物>

沢の上流域において消失する可能性のある希少種に対し、播種や生育域の保全などの必要な措置をあらかじめJR東海が行うことで代償措置として機能すると判断する。

<希少水生生物(ヤマトイワナ)>

静岡市は、ニッコウイワナとの交雑によるヤマトイワナの減少を防ぐため、ヤマトイワナの生息数、生息範囲を保全するための取組を行う。この取組に、JR東海が協働することで、ヤマトイワナの減少に対する代償措置として機能すると判断する。

ただし、県生物多様性部会専門部会において、次回以降、静岡市が議論してきた高山植物の『量』的代償措置、希少生物・ヤマトイワナの『質』的代償措置以外の保全措置についても議論される予定となっているため、市は、県専門部会における希少生物の環境保全措置を確認した上で、代償措置全体の最終評価を行う。

※事業着手後の順応的管理を適正に実行するため、県と静岡市による新たな会議体設置を検討する。